

# 青森県報

第二千五百四十六号

平成十七年  
十月二十六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定	(税 務 課)	一
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(同)	一
保安林の指定予定	(林 政 課)	二
道路の区域の変更	(道 路 課)	二
道路の供用の開始	(同)	三
公告		
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表	(障 害 福 祉 課)	三
港湾隣接地域の指定	(港 湾 空 港 課)	三
開発行為に関する工事の完了	(建 築 住 宅 課)	三
出先機関		
青森県営農大学の学生募集	(営 農 大 学 校)	四
正 誤		
平成十七年九月二十八日定例公告中	(港 湾 空 港 課)	五

## 告

## 示

青森県告示第八百十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第二項の規定により、千葉県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社カーライフケイ	儘田 公明	千葉県千葉市若葉区みつわ台一の一八の一	平成 一七・一〇・一

青森県告示第八百十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、北海道知事、茨城県知事、千葉県知事、東京都知事、富山県知事、兵庫県知事、高知県知事及び福岡県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年月日
大栄商事株式会社	脇坂 憲司	北海道釧路市愛国東一丁目一の一六	平成 一七・一〇・一六
ツタイ商事株式会社	川井 隆美	北海道札幌市中央区南四條西十一丁目一二九二の四	一七・一〇・一
常陸石油株式会社	平井 崇夫	茨城県石岡市総社二の九の二一	一七・一〇・一
有限会社永晃石油	斉藤 晃	千葉県市原市牛久四六〇の一	一七・一〇・三

株式会社九州宇佐美	宇佐美 史郎	福岡県筑紫野市大字永岡七二〇の一	一七・三三
有限会社斉藤石油店	斉藤 明	福岡県朝倉郡杷木町大字古賀一八六九	一七・五三
株式会社森岡石油	森岡 英寛	高知県土佐市高岡町甲七八の四	一七・二六
三木石油販売株式会社	三木 歌奈女	兵庫県姫路市木場一七〇	一七・六三
株式会社ニユー芦屋サービステーション	吉田 茂一	兵庫県芦屋市楠町一の一四	一七・三三
魚津石油株式会社	原 菊男	富山県魚津市相木二〇一	一七・八一
大沢石油販売株式会社	大沢 貞雄	東京都練馬区南田中一の二二の一八	一七・七一
秋谷商事株式会社	秋谷 康久	東京都墨田区両国一の三の九	一七・三三

青森県告示第八百二十号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年十月二十六日

一 保安林予定森林の所在場所

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	湖線	田子十和田	三戸郡田子町大字田子字南川向五〇の一から三戸郡田子町大字田子字馬場二の一まで	前 後	六・六〇メートルから 二・三・八〇メートルまで	五五四・〇〇メートル	

青森市大字滝沢字住吉二二三の七五、二二三の八一、二四五の三七、二四六の一、二四八の一二、二四八の二二、二四八の二五

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年十一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年十一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 米山菅蒲川線	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山二六四の四から 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米山一八六まで	平成二七・一〇・二七

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称	所在地	種類	交付年月日
屋台スピリッツ タミナー番	弘前市大字清水字下広野八四の一	飲食店舗	平成二七・一〇・二六

港湾隣接地域の指定

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定により、青森港に係る港湾隣接地域を次のとおり指定したので、同法第三十七条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年十月二十六日

青森港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 指定区域

基点1から方位角〇度に引いた線、基点1と基点2を結んだ線、基点2から方位角〇度に引いた線及び水際線（基点1から方位角〇度に引いた線と水際線との交点から、基点2から方位角〇度に引いた線と水際線との交点に至るもの）に囲まれた陸域のうち、水際線から二〇メートル幅員の区域以外の区域

二 指定区域の地番

青森市合浦二丁目九三三の三、九三三の一九及び九三三の二〇

三 基点の表示

基点1 青森市合浦二丁目（北緯四〇度四九分四八秒、東経一四〇度四六分三九秒）の地点  
基点2 基点1から方位角九三度四分三四秒、八五メートルの地点

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
三沢市大字三沢字堀口九四の四五九、九四の四六〇、一一七の二四の一部	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一四一

**出 先 機 関**

一 一七の二五から一七の二七まで及び一七の二八の一部、字堀口九四の四五九外地先(国有財産)	ホーマック株式会社
二 三戸郡階上町大字道仏字町道端一の七	三戸郡階上町大字角柄折字仁田久保五の九 有限会社エース
黒石市大字浅瀬石字稲田九の三、一〇、一二の二及び一三の二	岩手県久慈市田屋町第一地割一四の一 株式会社朝日

青森県営農大 学校告示第二号

平成十八年度青森県営農大 学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大 学校規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)第七条第三項の規定により公示する。ただし、二次募集試験は一次募集試験(推薦選考を含む。)の合格者が定員に満たない場合のみ実施することとする。

平成十七年十月二十六日

青森県営農大 学校長 小 野 祐 司

一 修業年限

二年

二 募集人員

課程	定 員
畑作園芸課程 果樹課程 畜産課程	七十名 (男女を問わない。)

三 受験資格等

1 推薦選考は、2の(一)及び次の各号のすべてに該当する者で、出身学校長の推薦を得た者

(一) 学校成績の評定平均値が三・五以上の者

(二) 卒業後、農業経営に従事する等地域の農業振興に尽くす意志が強く健康な者

2 一次及び二次募集試験は、次の各号のいずれかに該当する者

(一) 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認める者

四 試験等の実施期日、場所及び試験科目

試験等	試験の期日等	試験の場所等	試験科目等
推薦選考	平成十七年十二月二日 (金) 午前十一時	上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大 学校	小論文、面接、調査書等の関係書類
一次募集試験	平成十八年二月七日 (火) 午前九時十分	"	筆記試験「現代文、数学、生物、小論文」、面接
二次募集試験	平成十八年二月二十八日 (火) 午前九時十分	"	"

五 受験手続

試験等	提出書類	受付期間	提出先
推薦選考	一次募集試験の提出書類(第四項を除く。)に加え、出身学校長の推薦書(第一号様式)	平成十七年十一月九日(水)から同月十八日(金)まで	(〒〇三九 二五九八) 上北郡七戸町字大沢 四八の八 青森県営農大 学校
試験等	一 入校願書(第一号様式、写真貼付) 二 受験票(本校所定のもの、写真貼付) 三 平成十七年三月に高等学校又は中等教育学校を		

試験 一次募集	卒業した者及び平成十八年三月に卒業する見込みの者にあつては、知事が別に定める志願者調査書 四 前項に規定する以外の者にあつては、次に掲げる書類 イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ロ 最終出身学校の成績証明書 ハ 健康診断書	平成十八年一月四日(水)から同月二十五日(水)まで	"
試験 二次募集	"	平成十八年二月十六日(木)から同月二十一日(水)まで	"

六 合格者の発表

1 発表期日等

試験等	発表の期日
推薦選考	平成十七年十二月十二日(月)
一次募集試験	平成十八年二月十五日(水)
二次募集試験	平成十八年三月九日(木)

2

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することができる(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること)。

- (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
- (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
- (三) 開示場所は、青森県営農高等学校会議室とする。

七 授業料等

- 1 入校検定料 二千二百円
- 2 入校料 五千六百五十円
- 3 授業料 年額 十一万五千二百円
- 4 諸経費 年額 六十五万円
- 八 その他

この募集について不明な点がある時は、青森県営農高等学校教務課(電話〇一七六六二 三一一)に問い合わせること。

正 誤

港湾空港課

発行年月日 平成十七年六月二五三四号	区分	ページ	段	行	誤	正
公告	四	上	後ろから五	基本1	基点1	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目  
番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭